

正 本

訴 状

2023年12月6日

さいたま地方裁判所 御中

原告代理人弁護士

山 本 志



当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

オンライン記事掲載差止等請求事件

訴額 660万円

貼用印紙代 3万8000円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、別紙掲載記事目録記載の各記事を削除せよ。
- 2 被告は、自ら又は代理人若しくは第三者を介して、別紙掲載記事目録記載の各記事等につきウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、上演、戯曲、映画化（いずれも一部を抽出しての掲載等を含む）等の一切の方法による公表をしてはならない。
- 3 被告は、各原告に対し、各 330 万円及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金を支払え。
- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- 5 第 1 項ないし第 3 項は、仮に執行することができる。
との裁判を求める。

請 求 の 理 由

第1 事案の概要

本訴訟において、掲載の差止めを求める別紙記事目録記載の各記事（以下「本件各ウェブページ」という。甲1ないし甲20号証。それぞれのウェブページは甲号証の番号で特定し、掲載されている地域は「別紙掲載地域一覧」に記載された一番左側の欄に記載されている番号で「地域●」と特定する）は、掲載された埼玉県内の各地域がいわゆる被差別部落であることをインターネット上で暴露しそれを喧伝するものであり、本件各ウェブページを見た不特定多数の人々が、個人原告を含む当該地域に暮らす者らや当該地域に縁がある者らのことを被差別部落出身者として差別することを惹起させるものである。被告は、被差別部落出身者らに対する差別を社会的に拡大させる意図を有しながら、被告が代表を務める出版社のウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」という）を運営し、記事を作成・公開している。

本件ウェブサイト上に本件各ウェブページが公開されていることで、地域1ないし19の被差別部落に暮らす個人原告を含む住民は、自身が暮らす地域が被差別部落であることを、24時間365日、世界に向けて曝されている。そして、本件ウェブページの情報に基づき被差別部落出身者であると特定され、それにに基づく不当な取り扱いや社会的排除といった具体的な差別を、いつどのような形で受けるかも分からぬ恐怖の中に身を置いている。本件各ウェブページの作成と公開は、端的に、被告による原告ら被差別部落出身者に対する差別にあたる。

よって、原告らは、本件ウェブページにより被差別部落であることが暴露されている地域に暮らす者として、被差別部落出身者の権利・利益を守ることを目的とする団体として、今般、裁判所に対して、本件各ウェブページの掲載を差し止めると同時にすでに生じた損害について賠償することを求める訴訟を提起する。

第2 当事者

1 原告

(1) 個人原告

個人原告は、本件ウェブページで被差別部落であることが暴露されている埼玉県熊谷市内の被差別部落（地域1）に暮らす男性であり、本件ウェブページ内で自宅写真を掲載されている者である。同人は1980年ころから2年くらいの空白期間をおきながら現在まで上記地区に居住している。また、1999年から、部落解放同盟の当該地区の支部長及び原告部落解放同盟埼玉県連合会執行委員を務め、2019年あるいは2020年から、当該地区を含む地域の自治会長を務めている。

(2) 原告部落解放同盟埼玉県連合会

原告部落解放同盟埼玉県連合会（以下「原告埼玉県連」という）は、「部落解放同盟中央本部の方針に従い封建的身分の差別とそれにともなう生活実態から部落民衆を完全に解放することを目的」（部落解放同盟埼玉県連合会規約（甲21）2条）とし、「埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員をもって構成」する（同3条）団体である。

上記規約上の「部落解放同盟」とは「部落の完全解放・眞に人権が確立された民主社会の実現をはかることを目的」（部落解放同盟規約（甲22）2条）とし、この「目的を達成するために部落内外で活動する部落住民・部落出身者で構成する自主的大衆団体」（同3条）である。

部落解放同盟の基礎組織は、各地区で組織される「支部」であり、部落を単位とすることを基本として、原則として十名（十世帯）以上の同盟員をもって組織される（同6条）。上記個人原告が支部長を務める支部もここに定められている支部の一つである。都府県連合会は中央本部の承認を経て結成され、「その地域における部落解放運動を推進し、所属各支部並びに同盟員の活動を指導するもの」とされている（同9条）。

2 被告

被告は、本件ウェブページ及び本件ウェブサイトの管理運営者である。

部落解放同盟ほか248名が原告となって、被告及び被告が代表を務める出版社外を被告として、『全国部落調査復刻版』の出版やインターネット上の公開の差止等を求めて提訴した裁判（東京地判令和3年9月27日・平成28年（ワ）第12785号等・甲23、東京高判令和5年6月28日・令和4年（ネ）第1893号・甲24。以下「全国部落調査裁判」という）の被告のひとりである（当該事件は、現在最高裁判所に係属している）。

本件ウェブサイトのURL（<https://jigensha.info/>）のドメイン名の登録者は被告であり、前記全国部落調査裁判において、被告自身が、本件ウェブサイトの管理運営者が自身であることを認めている。本件ウェブサイトのタイトルである「示現舎」というのは、被告が代表社員である合同会社示現舎（以下「本件会社」という）の屋号であり、本件ウェブサイトのURL（<https://jigensha.info/>）のドメイン名（インターネット上のいわば住所表記）も、本件会社の屋号のローマ字表記である。

被告は、ウェブサイト「鳥取ループ」（<http://tottoriloop.miya.be/>）を管理運営し、同ウェブサイトでは、前記全国部落調査裁判において、裁判所が閲覧制限の対象とすることを決定した主張書面や書証（その中には全国部落調査裁判原告らの陳述書、原告らと被差別部落との関係について公証人が公証した文書の一部なども含まれていた）を公開し続けている（甲25）。

このように被告は、自身の管理運営するウェブサイトにおいて、裁判所が閲覧制限を決定している被差別部落についての裁判記録を敢えて公開するなども含む、被差別部落を特定し暴露する情報を拡散する活動を、長年にわたり行っている。そして、被告は、これら被差別部落を特定し暴露する情報をインターネット上に拡散することで収益を得てもいる。

なお、被告はSNSのX（旧Twitter）においても、「鳥取ループ@示現舎」というアカウントを開設し、自身の管理運営するウェブサイト同様に、被差別部落を

特定し暴露する、「全国部落調査」について告知するなどの投稿を繰り返してきたが、そのような被告の投稿内容がXのガイドラインに違反したことを理由に、同アカウントは現在凍結されている。

第3 被告による原告らの権利・利益の侵害

1 被告による権利侵害行為

(1) 本件ウェブサイトが被差別部落を特定し暴露する記事で構成されていること

本件各ウェブページは、本件ウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリーの中の記事である。

本件ウェブサイトの「人権探訪」というカテゴリー（以下「本件カテゴリー」という）において、被告は、どこの都府県のどこの市町村のどこの住所表記の地域が、被差別部落であるかということを、文字の文章と被告自身が撮影した当該地域の写真により特定し暴露する内容の記事を、多数投稿している。2023年11月末日時点で、本件カテゴリーの投稿記事数は341本にのぼる。

そして遅くとも2023年5月ころまでは、本件カテゴリーの名前は「部落探訪」とされており、被告は、本件カテゴリーの投稿記事がすべて被差別部落を特定し暴露する記事であることを明示していた。そして、カテゴリー名が変わっても、以前に投稿された記事の内容には変更がなく、そのカテゴリーの記事の趣旨にも変更がない。

本件カテゴリー内の各記事中、被差別部落を特定するウェブページの多くには、動画サイトへのリンクが貼られている画面が掲載されている。後述するように、当初、これらの動画はYou Tube上で公開されていたが、現在は公開できなくなったため、会費を納入して会員になることによって、有料で動画配信を閲覧できるようになっている。

(2) 本件ウェブページが被差別部落と特定し暴露すること

本件各ウェブページは、「人権探訪」というタイトルのもとに、通し番号が付され、「埼玉県 ●市」の下に地名が付されており、ある一定の限定された地域を紹介する記事であることが示されており、現時点では、埼玉県下の13市に及ぶ19カ所が掲載されている（別紙掲載地域一覧参照）。

各ウェブページには、「同和」「埼玉」というタグがつけられ、それぞれの地域内の住居や事業所、寺社、墓地などの写真及び住民の姓名、職業などに関する記事が掲載され、その各地域が「被差別部落」あるいは「同和地区」であることを暴露する内容となっている。

(3) 本件各ウェブページが被差別部落に対する差別を内容としていること

被告は、被差別部落の画像であることを明示した本件各ウェブページにおいて、本件各ウェブページに掲載されている住居や墓地を利用している者は、被差別部落にルーツがあるないしは居住しているということを、文字情報だけではなく、写真という視覚情報もあわせて掲示している。

また、産業廃棄物が放置されている場面や、手入れがされていない住居や廃墟、同和対策事業で建設された住宅群や集会所などの施設をことさらに撮影し、それれにコメントを付している。また、見る人に、当該地域と部落解放同盟とが深く結びついていると感じさせるような記載も多い。

差別というのは、具体的な暴力にさらされるとか、経済的に劣位におかれるとか、社会的に冷遇されるということだけではなく、住んでいる場所や地域であるとか、社会的活動に対する信念であるとか、自分自身がそこで生きているということだけをもってことさら「被差別部落出身者だ」とか「部落解放同盟員だ」とか「部落の人だ」とか言われたり、誣索されたりするということを含む。本件各ウェブページは、それを読む者に対して、「ここは被差別部落である」「ここに住む人は被差別部落出身者である」「この地域の人は部落解放同盟の影響下にある」などという、差別意識を植え付け、そのような暴露が許されるものであるという考え方を拡散し、そ

のことによって、地域に暮らす人や縁がある人が、部落差別を受けることを助長するものである。

(4) 本件各ウェブページが原告らの権利・利益を侵害すること

地域1を特定し晒す甲1のインターネットへの掲載は、個人原告の権利・利益を侵害し、地域1ないし同19を特定し晒す甲1ないし甲20の掲載は、原告埼玉県連の権利・利益を侵害するものである。

ア 個人原告の差別されない権利の侵害

個人原告の自宅建物は、本件ウェブページ（甲1）に掲載されている写真に映りこんでおり、原告及びその家族は、被差別部落であることを特定され暴露されている当該地域の中に暮らしている。そして本件ウェブページ（甲1）はこの地域を特定し、差別意識を助長する内容のみで構成されており、当該地域に暮らす個人原告の基本的人権である差別されない権利ないしは差別されないで平穏に生きる利益を直接に侵害するものである。

この「差別されない権利」が、憲法上保障された基本的人権であり、そして私人間においても不当に侵害されない人格権を構成する利益であること、さらにはこの「差別されない権利」に基づく人格権が、歴史的に人が作り出した差別であり現在まで未だ解放されていない部落差別についてこそ法律上保護されるべきことは、全国部落調査裁判の東京高等裁判所の判決（甲24）も示すとおりであり、それについては後述する。

なお、損害論でも述べるが、被告の行為により、個人原告ひとりのみならず、甲1ないし甲20の本件各ウェブページに記載されている地域に暮らす、多数の地域住民の差別されない権利が実際に侵害されていることは、被告の行為の悪質性について理解する際に重要な事実である。

イ 個人原告のプライバシー権の侵害

さらに、甲1は、個人原告らを含む地域住民の合意を得ることなく、個人原告の住宅及びその周辺を撮影して、個人原告らの居住する地域1を「被差別部落で

ある」と特定して晒しているものであり、個人原告のプライバシーを侵害している。

甲1では、個人原告の住宅を個人原告の氏名などをあげて特定しているわけではない。しかしながら、個人原告の住所を既に知っている者にとっては、個人原告は被差別部落と関連がある「被差別部落民」であることが判明する。現在もなお社会内に残存する不当な部落差別を前提とした場合には、被差別部落民としてインターネット上に表示されることは公開を欲しない情報といえ、甲1の記事が個人原告のプライバシー権を侵害するものであることは明らかである（この点、世間一般の人からは問題となった記事における人物の特定ができなかつた場合であっても、当該人物を知っている者が記事を読めば人物の特定が可能であるケースにおいてプライバシー権侵害を認めた「石に泳ぐ魚事件」の各審級における判決が参考となる）。

部落差別は、差別を受ける人物が「被差別部落」ないし「同和地区」（差別する側によって「特殊部落」などと言ひなすこともある）という、特定の地理的な範囲を有する場所に居住しているあるいはその出身であるなど系譜的な関係があることを理由とする差別である。そうだとすれば、原告らの住所を既に知っている者はもちろんのこと、原告らの住所は正確には知らないがどの地区に住んでいるかは知っている者にとっても、甲1の記事を見れば個人原告が被差別部落民としてインターネット上に表示されていることが判明するのであるから、これらの記事が個人原告のプライバシー権を侵害することはいよいよ明らかである。

ウ 原告埼玉県連の業務を円滑に行う権利・利益の侵害

原告埼玉県連は、「埼玉県下にわたり部落民衆の居住する地域において活動する会員」をもって構成され（甲21・第3条）、会員である被差別部落民の権利を守り、社会内に存在する差別を廃絶するための活動を行ってきた団体である。

（ア）原告埼玉県連自体の活動の阻害

原告埼玉県連は、被差別部落に対する差別廃絶のために、特に埼玉県下におけ

る結婚差別・就職差別などの問題に取り組み、企業・行政に対して働きかけを行うなどしてきた。また、「部落地名総鑑」の存在が明らかになった後は、部落解放同盟とともに地域でも積極的な活動を行い、これが差別を招来し助長する悪質な差別文書である旨の認識が社会的にも共有され、法務省が調査し回収した「部落地名総鑑」や販売用のチラシは焼却処分された。

しかし、本件各ウェブページの掲載は、それらが埼玉県下で就職差別や結婚差別に悪用されるおそれがきわめて高く、差別の解消をめざす原告埼玉県連のこれまで積み上げてきた取組みが水泡に帰し、現在及び将来の活動に著しい支障が生じることが明らかである。

この点に関しては、被告が滋賀県に対して情報開示請求を行ったところ、その一部が非開示とされた決定についてその取消しを争った事件の最高裁平成26年12月5日判決が参考になる。この事件においては、滋賀県が、地域総合センターの施設の名称や所在地等を「要覧」としてまとめた、同和地区を特定することができる情報を非開示とした処分の適法性が争われた。同判決は、「本件非公開部分は、本件要覧の一部である本件目次及び本件一覧表のうち各地域センターの名称や住所等に係る情報が記載された部分であるところ、本件要覧は、本件目次及び本件一覧表において、上告人【代理人注：滋賀県をさす】の区域内に設置されている各地域センターの名称や所在地等を網羅的かつ一覧的に掲記するとともに、各地域センターの概要の説明において、各地域センターが設置されている各地区の概要（その位置を含む。）、地区名、母子世帯・父子世帯数、生活保護世帯数、障害者のいる世帯数、就業の状況、教育の状況など、当該各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況に係る情報を詳細に記載したものである。そして、本件要覧は、その表紙に上告人が作成主体として明記されるとともに『同和対策地域総合センター要覧』との名称が記載されており、同要覧のはしがきや添付資料等の記載内容にも照らし、『同和対策』に関する資料として上告人が作成したことが明らかなものである。このような本件要覧の内容、構成や性質等に照らすと、

本件要覧は、その作成の当時、普通地方公共団体である上告人が、各地域センターが設置されている各地区と同和地区との間に一定の位置的な関連性があるとの認識の下に、各地域センターの名称や所在地等とともに上記各地区の位置及び名称や居住者等の具体的な状況の詳細を網羅的かつ一覧的に掲記した資料であり、かつ、そのことが容易に看取される資料であるということができる」と記載情報の性格について判断した上で、「本件非公開部分については、これが公開されると、本件目次や本件一覧表に網羅的かつ一覧的に掲記されている各地域センターの名称や所在地等が上告人において把握している同和地区の名称や所在地等として一般に認識されるおそれがある上、これらの情報が各地域センターの概要の説明に係る記載内容のうち既に開示されているものと照合されることにより、各地域センターが設置されている各地区の居住者等の具体的な状況の詳細に係る情報が同和地区の居住者等に関する情報として一般に認識されるおそれもあるといわなければならず、これらの情報があいまって、当該各地区の居住者や出身者等に対する差別意識を増幅して種々の社会的な場面や事柄における差別行為を助長するおそれがあり、ひいては、前記2(7)のとおり人権意識の向上や差別行為の根絶等を目的として種々の取組を行っている上告人の同和対策事業ないし人権啓発事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものというべきであるとして、滋賀県の行っている事業の遂行への支障を、差別意識の増幅・助長という観点から具体的に判断している。

(イ) 会員の人格権の侵害を内包する業務上の権利

被告の行為によって、本件訴訟の個人原告のみならず原告埼玉県連の会員の人格権が侵害されていることは明らかである。そして、原告埼玉県連は、これら会員である構成員の人格権を内包する「業務」上の権利を有していると解すべきである。

この点については、損害保険会社が、多数回・長時間にわたって電話を繰り返すなどした顧客に対して業務妨害禁止の仮処分を求めた事件の抗告決定（東京高裁平成20年7月1日）が、「法人の業務妨害に対する当該法人が現に遂行し又は遂行す

べき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）ということができる。そして、このような業務を遂行する権利は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利といいうことができる」として、業務遂行権に基づく差止請求権を認めたことが参考されなければならない。

同決定は差止請求権の根拠について、「法人の『業務』は固定資産及び流動資産の使用を前提に自然人たる従業員の労働行為によって構成される。法人の『業務』に対する妨害がこれら資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、業務に従事する者に受忍限度を超える困惑・不快を与えるときは、法人の財産権及び法人の業務に従事する者の人格権の侵害とも評価することができること、使用者である法人は、業務に従事する者が上記の受忍限度を超える困惑・不快を生ずる事態に曝されないよう配慮する義務を有すること、『業務』が刑法上も保護法益とされ、その妨害が犯罪行為として刑罰の対象とされていること（刑法233条、234条）等にかんがみると、当該法人が現に遂行し又は遂行すべき『業務』は、財産権及び業務に従事する者の人格権をも内容に含む総体としての保護法益（被侵害利益）といいうことができる。そして、このような業務を遂行する権利（以下「業務遂行権」という。）は、法人の財産権及び従業員の労働行為により構成されるものであり、法人の業務に従事する者の人格権を内包する権利といいうことができるから、法人に対する行為につき、①当該行為が権利行使としての相当性を超え、②法人の資産の本来予定された利用を著しく害し、かつ、これら従業員に受忍限度を超える困惑・不快を与え、③『業務』に及ぼす支障の程度が著しく、事後的な損害賠償では当該法人に回復の困難な重大な損害が発生すると認められる場合には、この行為は「業務遂行権」に対する違法な妨害行為と評ることができ、当該法人は、当該妨害の行為者に対し、「業務遂行権」に基づき、当該妨害行為の差止めを請求することができると解するのが相当である。」

同決定では、受忍限度を超える困惑、不快を受けた従業員個人を仮処分債権者と

することが、当該従業員の困惑、不快を増すことになることもから、従業員に平穏な職場環境を確保すべき法人としては、従業員個人を仮処分債権者として訴訟追行させられないという点も考慮されている。

本件においては、特に、法人構成員の訴訟追行の負担が考慮されなければならない。本件の個人原告は地域1に居住する一人のみであるが、本件ウェブページによって損害を受けている人は、地域1ないし地域19に居住しあるいはそこにルーツを有する、膨大な数の住民らである。彼らは、原告になることで自身や親族が差別を受けることや、これまで裁判に関わる情報をインターネット上で晒してきた被告から自身や親族の情報をさらに晒されることを危惧し、本件訴訟において原告となることができなかつた。会員や被差別部落にルーツを持つ者を差別から守るべき使命を有する原告埼玉県連としては、会員の本件訴訟追行の負担を避けながら、現在のように会員の居住する地域の情報が晒される状態を解消するために自ら原告となることが必要不可欠であった。憲法13条が人格権を保障し、憲法21条1項が結社の自由を保障している趣旨からすると、こうした必要性は十分に尊重されなければならない。

そのような観点からすると、被告の目的が被差別部落を特定して暴露し、差別を助長する点にあり、それによって地域住民らが著しい人格権の侵害を受けている本件においては、平成20年東京高裁決定における①ないし③の要件は充足されるので、原告埼玉県連は自らの業務遂行権が侵害されたといえる。

なお、同決定では「法人」の業務遂行が問題になっているところ、本件の原告である原告埼玉県連は、いわゆる「権利能力なき社団」である点が問題になりうる。しかし、権利能力なき社団における財産の帰属は、団体の構成員は財産の使用収益権を持つが、各構成員が共有財産の分割請求や自己の持分の処分をすることができない「総有」であるとされ（最判昭和32年11月14日）、共有持分権の大きさを観念できないため、業務執行方法の決定には、結果的に構成員全員の合意が必要となると解されている。とすれば、原告埼玉県連の権利行使は、構成員の個々の権利

の総体として行われるものと観念することができるため、業務を遂行する構成員の人格権が団体の業務上の権利として還元される程度は、法人の場合と比較してもより強くなるといえる。

2 差別されない権利の侵害

(1) 全国部落調査裁判 東京高裁判決による「差別されない権利」

東京高判令和5年6月28日・令和4年(ネ)第1893号・各損害賠償等、同反訴請求控訴事件(一審原告:部落解放同盟外234名・一審被告:示現舎・宮部龍彦・三品純)は、「憲法13条は、すべて国民は個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利を有することを、憲法14条1項は、すべて国民は法の下に平等であることをそれぞれ定めており、その趣旨等に鑑みると、人は誰しも、不当な差別を受けることなく、人間としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益を有するのであって、これは法的に保護された利益であるべきである。」とし、被差別部落所在地情報の公表により被差別部落出身等を理由に差別を受けるおそれがある者は、前記人格的な利益に基づき、被差別部落所在地情報の「公表の禁止や削除、損害賠償といった法的救済を求める能够との解される。」と判示した(甲24・22~24頁)。

同判決は、その権利侵害の判断において、「①上記のとおり、部落差別は我が国の歴史的過程で形成された身分差別であり、明治4年の太政官布告により制度上の身分差別はなくなったものの、今日においてもなお本件地域の出身等であることを理由とする心理面における偏見、差別意識が解消されていないことから認められる当該問題の根深さ、②本件地域の出身等であるという理不尽、不合理な理由に基づく不当な扱い(差別)がこれを受けた者のその後の人生に与える影響の甚大さ、そして、③インターネットの普及により、誰もが情報の発信者及び受信者になることができ、情報の流通範囲は広がったものの、その便宜さの反面において、誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接す

ることによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり、現にインターネット上における識別情報の摘示を中心とする部落差別の事案は増加傾向にあること（認定事実(2)ア）等に鑑みると、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報が公表され、一般に広く流通することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けるに至らなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれには怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、これにより平穏な生活を侵害されることになるのであって、これを受容すべき理由はない以上、本件地域の出身等であること及びこれを推知させる情報の公表も、上記の人格的な利益を侵害するものである。」としており（甲24・22～24頁）、こうした権利侵害は、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上で公開している本件でも同様である。

（2）法務省依命通知による「差別されない権利」

法務省人権擁護局調査救済課長は、2018年12月27日付で、法務局人権擁護部長及び地方法務局長宛てて、インターネット上で特定の地域が同和地区である又はあったことを指摘する情報について、「従来は不当な差別的取扱いをすることを助長し又は誘発する目的が存する場合に削除要請等の措置の対象としていたが、かかる目的に基づくものであるか否かにかかわらず人権擁護上許容し得ないものであり、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである」旨の依命通知を発出した。

この依命通知は、「身分差別が廃止され、100年以上が経過した現在もなお、その地域の居住者、出身者等について否定的な評価をするという誤った認識が国民の一部に残っている。このような現実を前提にした場合、特定の者を同和地区の居住者、出身者等として識別すること自体が、プライバシー、名誉、不当に差別されない法的利益等を侵害するものと評価することができ、また、特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、このような人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものであるということがで

きる。」とするものであった。また、同依命通知は、「『〇〇地区は同和地区であった（ある）』などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべきである。」とも述べている（以上につき甲26）。

このように同依命通知からしても、本件のように特定の被差別部落を摘示し、同被差別部落の画像や動画をインターネット上での公開することは、差別されない権利を侵害し、削除されるべきものである。

3 現在も続く深刻な部落差別

（1）いわゆる同和問題の経緯

いわゆる「同和地区」「被差別部落」と呼ばれる地域、集落がどのような過程で形成されたかについては諸説あるものの、少なくとも江戸時代末期までの時期には、「同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、結婚、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いを受け、人間外のものとして、人格をふみにじられていた」（甲27）。

明治政府は、1871年（明治4年）8月の太政官布告第61号により形式的には制度上の身分差別を廃止したが、現実の社会関係における実質的な解放を保障することはなかった。1886年（明治19年）に統一書式を用いた戸籍変更が行われるまで採用されていたいわゆる「壬申戸籍」において、「元穢多」「元非人」「新平民」などの記載がなされるなど、身分解放は甚だ不徹底に終わったため（なお、「壬申戸籍」について法務局が閲覧禁止の措置をとったのは、はるか後の1968年（昭和43年）のことである）、厳しい身分差別は依然として続いた。

1922年（大正11年）3月、全国水平社が結成され、同水平社宣言は「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」「ケモノの心臓を裂く代価として、暖かい人間の心臓を引き裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪われの世の悪夢のうちにも、なお誇りうる人間の血は涸れずにあった」「人の世に熱あれ、人間に光りあれ」と高らかに宣言し、被差別部落問題の重要性が認識されるに至った。

しかし、その自主的な解放運動は、第二次大戦に突き進む体制の下で弾圧され、組織的な運動は壊滅させられた。

(2) 日本国憲法のもとでも継続した差別

第二次大戦の敗戦後、日本国憲法が制定され、憲法14条は同条1項で「すべて国民は、法のもとに平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と平等原則及び差別されない権利を明示し、重ねて同条2項及び3項で、貴族制度の廃止及び栄典の授与に関する無特權を明記した。憲法22条は職業選択の自由を明言し、憲法24条は婚姻が両性の合意のみに基づいて成立することを宣言し、憲法25条は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を保障し（生存権）、憲法26条は学習権を保障した。

しかしながら、部落民に対する差別は依然として存在し、その改善は遅々として進まなかつた。

1965年に提出された政府の同和対策審議会答申は、「人間普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題であり」「これを未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と答申している（甲27）。これは、とりもなおさず、1965年の段階においても、同和問題が未解決のまま放置されている状態を政府自身が認めていることを意味する。同答申で求められた、「関係制度の運用上の配慮と特別の措置を規定する内容を有する『特別措置法』を制定すること」を受けて、1969年には同和対策事業特別措置法が10年間の時限立法として制定された。同法は、数次の延長と改定を経て、2002年に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が期限を迎えるに伴い、国による同和対策事業は終了した。

(3) 現在も続く部落差別

上記対策法の期限による終了は、部落差別が解消されたことを意味するものでは

全くなく、現在も広範な形で部落差別は継続しており、結婚差別事件や就職差別事件等の差別事件が発生し続けている。そして、結婚や就職に際して、同和地域出身者であるかどうかを確認すること等を目的として戸籍や住民票を調べるため、戸籍等の不正取得請求が後を絶たない状況にある。

これらは、全国部落調査裁判の東京地裁判決（甲23）、東京高裁判決（甲24）でもその一部が詳細に認定されている。また、部落差別が現在も存在することを前提として、全国部落調査裁判が東京地裁に係属中の2016年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（以下「部落差別解消推進法」という。）が制定・施行された。

4 「部落地名総鑑」の問題性

（1）「部落地名総鑑」事件とは

1975年、『人事極密・特殊部落地名総鑑』がダイレクトメールを使って販売されていることが発覚したのを発端に、「部落地名総鑑」差別事件が明らかになる。後に、「部落地名総鑑」は1種類ではなく、法務省の発表でも8種類にも及んでいることが明らかになるのであるが（以下全てを総称して「部落地名総鑑」という）、この「部落地名総鑑」には、全国約5300カ所に及ぶ被差別部落の名称、所在地、戸数、主な職業などが都道府県別に記載され、なかには新・旧地名を表示したものや、被差別部落の見分け方などが掲載されていたものも含まれていた。「部落地名総鑑」の購入者の数は、明らかになっているだけでも、上場企業を中心に、のべ223社（人）にも達した。

前述のダイレクトメールの内容、「部落地名総鑑」の作製者や購入者の証言等から、同書が、被差別部落出身者を特定して差別し、就職や結婚において排除するためのものであるのは明らかであった。たとえば、第8番目に判明した「部落地名総鑑」の「序文」には、「就職や結婚に際して、身分差別をすることが、今日大きな社会問題となっていることは、皆さんのが十分にご承知のことと存じます。／

…不用意にこれらの点に触れると、理由がどのようなものであったとしても、差別の意図があったものと解釈され、厳しい制裁を受けるのが現状です。／しかし、大部分の企業や家庭に於いては、永年に亘って培われていた社風や家風があり、一朝一夕に伝統をくつがえすわけにはまいりません。／…採用問題と取組んでおられる人事担当者や、お子さんの結婚問題で心労されている家族の方たちには、仲々厄介な事柄かと存じます。／このような悩みを、少しでも解消することが出来ればと…本書を作製する事に致しました。」とあり、差別的意図で、この地名リストが使われることを想定して出版したことが明示されていた。

(2) 「部落地名総鑑」の行政による回収・廃棄等の措置

ア 「部落地名総鑑」事件に対する行政の初期対応

1975年12月15日、「労働大臣談話」が出され、「同和関係住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他様々な差別を招来し助長する悪質な冊子が発行され、一部企業の人事担当者に販売される事件が発生したことは、誠に遺憾なことであり、極めて憤りにたえない」として、それまでの国の施策の点検をおこない、企業啓発・指導などを強化する決意が表明された。また同日、総理府総務副長官と法務・文部・厚生・農林・通産・労働・建設・自治各事務次官は連名で、各都道府県知事・各指定都市市長など宛てて、「…この冊子は…特に同和地区住民の就職の機会均等に影響を及ぼし、更には、様々な差別を招来し、助長する極めて悪質な文書であると断定せざるを得ない。…住民に対する啓蒙、企業に対する指導について十分の配慮をお願いする。…」という内容の通達を出した。

さらに労働省は、「談話」にとどまらず、経済団体連合など経済6団体に対しても、就職差別をしないように注意する「要請文」を出し、労働省職業安定局長名による業種別民間企業92団体に対する要請文書も出した。

これらは各種報道でも大きくとりあげられ大きな社会問題になった。

イ 法務省による「地名総鑑」の焼却処分

前述の『人事極秘・特殊部落地名総鑑』が1975年末に発覚して以来、法務省は、各法務局を通じて購入企業を探し出し、購入ルートなどを調査する一方、各企業が購入した「部落地名総鑑」やチラシを回収し、法務省に集めていた。その後、回収された「部落地名総鑑」等は焼却処分された。

つまり、これら「部落地名総鑑」は社会的に流通してはならないものとして扱われ、そのように取り扱われることで、部落差別を行うことは許されないという当たり前の認識が、社会の中で共有されるようになったのである。

(3) 「部落地名総鑑」事件のその後

1989年7月、法務省人権擁護局は、「…悪質な差別図書『人事極秘・部落地名総鑑』が販売されていることが発覚して以来、重大な人権侵犯事件として調査してきたが、昭和44年ころから同51年ころまでの間に、8種類の部落地名総鑑が販売されており、これまでに発行者2名及び購入者203社(人)(延べ219社(人))について勧告等の処理をした。／本年7月、法務省は、残りの発行者等11社(人)及び購入者3社(人)(延べ4社(人))について勧告等の処理をし、これにより部落地名総鑑事件の処理を終了した。／法務省は、…今後とも、このような悪質な差別事件が再発しないよう、同和問題についての啓発に努めるとともに、この種の差別図書の発行、販売等の事実が新たに判明したときは、積極的に取り組む所存である」との文書を発出した。

しかし、情報の入手先や回収数の点など調査ができていない点は多く、その後も、「部落地名総鑑」のコピーが発見されたり、新たな「部落地名総鑑」が発見されたり、インターネット上に「部落地名総鑑」と類似の情報が流れていることが確認されたりしている。その延長線上に位置するのが、被告らが出版しようとし、ネット上にデータを公開した「復刻版全国部落調査」であった。

「全国部落調査」とは、「昭和11年3月、財団法人中央融和事業協会によって編纂された資料であり、同協会が融和事業の積極的計画化のための基礎資料として、

昭和10年頃に各府県（東京府を含む。）に照会して受けた調査報告の内容をまとめたものである。『全國部落調査』は、その表紙中央付近に『秘』と表記され、『統計表』及び『各府縣部落調査』と題する統計資料から構成され、参考表として『大正十年内務省調査全國部落統計表』が添付されている。このうち、『各府縣部落調査』は、全国の府県ごとに部落所在地、部落名、戸数、人口、職業（主業・副業）及び生活程度を記載したものである」（甲23・8頁）。被告は、某所で入手した「全國部落調査」（手書き）の写しを活字化し、現在地を追記する等して編集し、新たに「復刻版 全国部落調査」作成し、出版しようとしたものである（甲23・8～9頁）。

（4）小括

「部落地名総鑑」は、被差別部落の所在地のみが記載された図書であり、その作成や購入の動機からしても、差別のための調査が主たる目的である。このような「地名総鑑」が生まれる背景には、どこが被差別部落であって、誰が被差別部落出身者かを暴きたて、結婚や就職において利用したいという欲求が存在する。これは個人的欲求という次元ではなく、行政や企業等の作為・不作為がつくり出してきた社会構造としての部落差別の欲求である。

この点、全国部落調査裁判の東京高裁判決は「…誤った情報、断片的な情報、興味本位な情報も見受けられるようになったことから、これに接することによって差別意識が植え付けられ増長するおそれがあり…」（甲24・23頁）と指摘している。こうした部落差別が「部落地名総鑑」を生み、その「部落地名総鑑」が部落差別を助長、固定化していくのである。この連鎖を断ち切るために、「部落地名総鑑」と内容においても利用価値においても共通する「全国部落調査」や本件ウェブサイト（甲1ないし甲20）を削除する必要がある。

5 「部落探訪」の経緯と問題性

（1）「全国部落調査」公開

被告らは、遅くとも2016年1月3日までに「全国部落調査」に記載された情

報を、自身が管理する「同和地区 wiki」というウェブサイトに順次公開し始め、次いで、「全国部落調査」そのものの電子データ、編集した「復刻版全国部落調査」を公開した（甲23・8～11頁）。

この公開を停止するために仮処分の申立てが行われ、「復刻版全国部落調査」にかかる出版差止仮処分認容決定が2016年3月28日、同ウェブサイト差止仮処分認容決定が同年4月18日に発せられた。その後、前記各仮処分決定はそれぞれ保全異議審、保全抗告審において概ね維持されるが、被告は、その後も、本件ウェブサイトに「部落探訪」の記事を増加させて掲載していった。

（2）「部落探訪」の増加・拡大

被告は、2015年末に「全国部落調査」を発見し、2016年1月には電子化しインターネット上で公開したが、発見と同時期である2015年12月から、本件ウェブサイト上で、全国各地の被差別部落とされる地域に「潜入」し、被差別部落名や所在地を明示し、所在地や特徴が一目でわかるような写真を撮影し、その場所のレポートをする「部落探訪」と称する企画を開始した。

この企画は、2016年3月時点では4回、同年11月時点で19回、2017年9月時点でも40回であったが、その後、2023年11月末日時点では341回となっている（甲28）。被告が多数の各地域を訪問し掲載したことによって、このカテゴリーのアーカイブの記載は、一覧表である「全国部落調査」の一部を公開しているのともはや同じ状態になっている（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。）。

また、被告は、自身が主宰する「神奈川県人権啓発センター」のアカウントを使用して、上記「部落探訪」の各部落訪問時の状況を映像化したものを、動画再生サイトYouTubeを使って、インターネット上で誰もが閲覧できるようにしていた（「神奈川県人権啓発センター」とは、被告が「パロディー」として称するようになった団体名であり、差別を助長するさまざまなコンテンツを発信している。神奈川県の福祉みらい局共生推進本部室のホームページ上には「最近特に多くお問い合わせを

いただいている事項」として、「『神奈川県人権啓発センター』は県行政の人権啓発機関か」という質問が掲げられ、「県行政の人権啓発機関ではありません。当該センターに関するインターネット上の投稿等は、神奈川県とは関係がありません」と回答があることから明らかのように、インターネットを閲覧する人が公的な機関であると誤認するケースが生じている)。被告は、これらの映像で、地元住民に無承諾のまま、地域の家屋の表札や当該地域住民の所有と思われる自動車のナンバープレートなども写真(映像)として多数配信していた。

2018年8月31日、被告は、全国部落調査裁判における、同年8月21日付「差別されない権利」をめぐる木村草太東京都立大学教授の意見書の証拠提出を受けて、「木村草太先生の提案に従い、示現舎に『※差別目的での利用は禁止します』との注釈を付けました。これで憲法学者がやってよいとのお墨付きです。バンバン部落探訪いたしますよ。いちやもん付ける奴は憲法を知らない馬鹿か差別者でしょう」とTwitter投稿した。もちろん木村草太意見書は、被告のような被差別部落の特定・暴露を許容したものではなく、部落差別の対象を特定することが許容されるのは、差別の実態や歴史に関する学術研究や被差別者の保護のために必要な場合だが、そのような目的のためにデータベースを作るのであれば、「差別目的で利用できないように、アクセスできる者を研究者や信頼できる者だけに限定したり、そのデータベースを差別に利用することのないよう警告を表示し、差別のために利用することを目的外利用として禁止するなど、細心の工夫が必要である」などと述べたものである。

その後、被告は依命通知(甲26)をも意識し、示現舎ウェブサイト上の「部落探訪」に「学術・研究」という言葉をつけるようになった。しかし、被告は、「タイトル変えればオーケーなんて木村意見書は書いてない」と、同裁判の尋問において、原告代理人に指摘されると、「これは皮肉でやっていることだから、そういうものだと思ってください」と「学術」目的が単なる僭称であることを認めた(同裁判被告尋問結果11頁)。

被告は、「部落探訪」100回目（2018年11月19日投稿）で、以下のとおり、全国部落調査裁判提訴後に、それに先立つ仮処分決定の意味を歪曲した上で、仮処分で「全国部落調査」が出版できなくなったので、それに代替するものとして「部落探訪」の掲載を続けていることを自白している（甲29）。

「裁判後に掲載数が増えているのは、『全国部落調査』発禁の仮処分に対して保全異議を申し立てたものの結局認められなかったのだが、全国の部落一覧ではない他の出版物については解放同盟がその出版をことごとく正当化し、裁判所もそれを認めたので、要は部落の地名を載せること自体は構わないという裁判所のお墨付きが得られたことがある。それに加えて、Kさん等【代理人注：原告の実名記載】が各地でネットに部落名が掲載されていることを批判する講演をしているためか、部落探訪に対するアクセス数が増え、載せれば多数のアクセスがある、鉄壁のコンテンツだからということもある。」

2019年11月21日には「法務省人権擁護局や裁判所に止められようと、間接強制金をかけられようと、部落探訪は続けます。そんなことで憧れは止められないのです」とTwitter上で宣言し（甲30）、開き直った。

2023年6月28日の東京高裁判決後には、本件ウェブサイト上のタイトルを「部落探訪」から「人権探訪」に変更しているが、これも前述のとおり被告の「皮肉」であろう。

このように、被告は、検索性が高く、広範な人たちがアクセスする可能性のあるインターネットの特性を十二分に認識しながら、この特性を利用して、全国部落調査裁判の仮処分決定や同裁判の地裁判決・高裁判決を潜脱する意図をもって、特定の被差別部落名・所在地、現在の状況等について公開・拡散し続けている（「全国部落調査」という一覧表（リスト）から特定地区（ひとつの欄）を抽出し、ひとつまたひとつと被差別部落を晒し続けているのであり、「全国部落調査」ないし「復刻版全国部落調査」を画像や映像つきで公開しているに等しい。）。

(3) 「部落探訪」による全国部落調査裁判の原告への攻撃

被告は、全国部落調査裁判の原告と関係のある被差別部落を選定し、原告名を「部落探訪（人権探訪）」に書き込む等の攻撃も行っている。とりわけ訴訟において中心的な役割を果たしている原告や本人尋問を実施した原告について、そのような攻撃を行っており、これらの動画が、被告の一連の差別助長行為に位置づけられることは明白である。

(4) Google 社による動画削除と被告による動画投稿の継続

ア Google 社による動画削除

2022年11月30日、動画投稿サイト YouTube を運営する Google 社は、被告が運営する YouTube チャンネル「神奈川県人権啓発センター」に投稿されたいた被差別部落の地名や風景を載せた170本余りの動画を削除した（甲31）。削除された動画は、被告が本件ウェブサイト上に掲載している「部落探訪」と称する記事と同趣旨の内容のものであり、本件ウェブページに対応する「部落探訪」動画も同時に削除された。

Google 社は、同動画を削除した理由について、「ヘイトスピーチなどから利用者を守るガイドラインに違反しているため」と説明している（甲31）。

イ 被告が同様の投稿を継続することを明言し実際に継続していること

2022年11月30日、被告は報道機関の取材に対し、動画の削除について、「納得がいかない。今後は独自のサイトに掲載することも考えている」と話している（甲31）。

そして、その言葉のとおり、被告は、同日、「こちらで狭山市…の動画を公開しました」と述べて、埼玉県下の地域13を取り上げて「部落探訪（293）」と題するウェブサイト（甲14）の記事のリンクを貼り、続けて「これを期に動画サイト以外でのストリーミング配信を研究していきます。部落探訪は必ず復活します！」とTwitterに投稿した（甲32）。

そして、実際に、リンク先の本件ウェブサイトで、YouTubeでは投稿できなく

なった「部落探訪」を Cloudflare Stream (YouTube と同様に動画をアップロードし不特定多数のインターネットユーザーに動画を配信することが可能な、動画配信用プラットホーム) にアップロードして、示現舎のウェブサイト内に埋め込み、同ウェブサイトから再生できるようにした。

さらに、同年 12 月 7 日、被告は、示現舎のウェブサイトにおいて、前記 YouTube の削除措置とチャンネルの収益化停止措置に対抗するために、新たに独自の動画サイト JINKEN.TV を設立した旨を告知する（甲 33 の 1）とともに、YouTube では投稿できなくなった「部落探訪」を同動画サイトにアップロードし、示現舎のウェブページに同動画サイトのリンクを貼り付けた。被告は、「神奈川県人権啓発センター以外にも部落探訪をしているチャンネルはあるが、それらの削除は確認されていない。部落と明示しなければ削除されないと思うので、ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化してはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである。」とも述べ、被差別部落を晒し続けることを宣言、奨励している（甲 33 の 2。掲載当時は「部落探訪」としていたが、現在（甲 33 の 1）は「人権探訪」に変更されている）。

そして、実際に設立された、JINKEN.TV のウェブサイトもまた本件ウェブサイトと同様、一覧表である「全国部落調査」を公開しているのと同様の状態になっている（画像や映像を公開している点で権利侵害の程度は「全国部落調査」より高いといえる。甲 34）。

（5）小括

このように被告は、執拗に被差別部落を晒し続けている（実質的な「全国部落調査」の公開行為を継続し続けている。）。被告の執拗な態度によって、個人原告の差別されない権利ないし差別されずに平穏に生活する権利侵害が現実に発生し、これを除去ないし予防するべく本件各ウェブページをはじめとした「部落探訪」の掲載の差止めが必要不可欠である。

第4 被告の行為によって生じた損害

1 地域全体に発生した損害

前述したとおり、地域1ないし19の住民やそれらの地域にルーツを有する人々は、本件ウェブページの掲載によって、差別されない権利や差別を受けずに平穏に暮らす権利が侵害され、大きな損害を受けている。

そのことは、原告埼玉県連や行政に対して、損害を訴える多くの訴えが寄せられ、それを受け、あるいは、本件ウェブページの掲載による差別の助長拡大を危惧して、埼玉県下で、関連の行政団体や首長、県議会で以下のような動きがあったことからもみてとれる。

(1) 埼玉県下の同和対策協議会の法務局への書面での申入れ

埼玉県下には、市町村どうしが連携・協力し、同和対策を中心とする人権行政を協力して担うための行政の付属機関として、管区内首長及び当該の同和担当職員をもって組織された「協議会」が、以下のとおり、7つ存在する。

北足立郡市町同和対策推進協議会（川口市、鴻巣市、志木市、草加市、蕨市、戸田市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町、さいたま市、朝霞市、和光市及び新座市）、埼葛郡市人権施策推進協議会（白岡市、三郷市、松戸町、八潮市、越谷市、吉川市、春日部市、宮代町、松伏町、久喜市、幸手市及び蓮田市）、北埼玉地区同和対策協議会（羽生市、行田市及び加須市）、入間郡市同和対策協議会（川越市、所沢市、飯能市、狭山市、入間市、富士見市、ふじみ野市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町及び越生町）、比企郡市人権政策協議会（東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町及びときがわ町）、秩父郡市同和対策推進協議会（秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町及び東秩父村）及び大里郡市同和対策協議会（熊谷市及び寄居町）が、それである。

地域1が所在する大里郡市同和対策協議会は、「同和問題解決のための調査、研究を行い事業の推進を図ることにより、同和問題の早期解決に寄与することを目的と

する」（甲35）とする団体であり、熊谷市長がその会長を務めているが、甲1の記載（2019年1月7日）の記載について、同年7月19日には、埼玉地方法務局長に対して、同記事の削除を要請している（甲36）。また、同対策協議会は、2020年7月30日（甲37）、2021年7月21日（甲38）、2022年7月20日（甲39）及び2023年7月19日（甲40）に重ねて、「部落探訪」そのものの削除を、さいたま地方法務局長に要請している。

北足立郡市町同和対策推進協議会は、川口市長が会長を務めているが、法務局に対して「部落探訪」中の記事の削除を要請するために、さいたま地方法務局に、現在まで、2019年8月6日、同年10月26日、2020年3月5日、同年7月31日、同年10月30日、2021年4月27日、同年7月26日、同年10月21日、2022年1月20日、同年4月26日、同年8月4日、同年10月13日、2023年1月24日、同年4月26日及び同年7月14日と合計15回訪問している（甲41、本年4月26日の要請文は甲42のとおりである）。

埼葛郡市人権施策推進協議会は、2016年3月24日、さいたま地方法務局長に対して「復刻版全国部落調査」及び「同和地区 Wiki」について発行禁止及び削除を要請している（甲43。これは「部落探訪（人権探訪）」に対する削除要請ではないが、このような記事の掲載が「同和問題の解決に向けた取り組みを妨げる極めて重大な問題である」との認識を同協議会が有していることを表すものである）。

北埼玉地区同和対策協議会は、2019年11月13日、2020年10月14日、2021年12月16日及び2022年11月15日に、埼玉県知事及びさいたま地方法務局長に対して、「部落探訪」の削除要請を行った（甲44）。そのうち、2022年11月15日付の要請文の内容は甲45の1及び2のとおりである。

入間郡市同和対策協議会は、2023年3月29日に、「部落探訪」「JINKEN.TV」に地域17が掲載されたことについて、さいたま地方法務局長に対して、削除要請及び発生防止対策を要請している（甲46）。

比企郡市人権政策協議会は、2018年12月11日、2019年10月29日、

2020年7月16日、2021年7月9日、2022年7月19日及び2023年7月28日の合計6回にわたり、さいたま地方法務局長に対して、「部落探訪」の削除要請を行った（甲47）。そのうち、2023年7月28日付けの要請文の内容は甲48のとおりである。

秩父郡市同和対策推進協議会は、さいたま地方法務局長に対して、2016年3月24日に「復刻版 全国部落調査」の発行と掲載の差止めについて、2018年12月25日、2019年11月18日、2020年9月24日、2021年10月20日及び2022年11月1日、「部落探訪」の削除要請を行った（甲49）。そのうち、2022年11月1日付けの要請文の内容は甲50のとおりである。

（2）11市の市長による法務局への直接申入れ

さらに、2023年に入って、掲載された19の地域の所在地である13市のうち11市の市長・副市長がさいたま地方法務局ないし同支局に赴き、「部落探訪」の削除要請を行っている。2023年6月15日、狭山市長、入間市長及び日高市長が、同月28日、川越市長、坂戸市長及び鶴ヶ島市長が、同月29日、志木市長が、同年7月26日、加須市長が、同年8月3日、熊谷市長が、同月22日、白岡市長が、同年10月12日、川口副市長が、さいたま地方法務局長に対して、市内の地域が「部落探訪」に掲載されていることを伝え、すみやかに削除要請など必要な措置をとるように、要請文を手渡すとともに直接要請した（甲51参照）。

（3）埼玉県部落差別解消条例の制定・施行

2022年7月7日、埼玉県議会は「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」（以下「県条例」という）を可決した（甲51）。

同条例は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、・・部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、

部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」（第1条）と目的を定め、①図書、地図その他の資料の公表又は流布、②インターネットの利用による情報の提供、③結婚または就職に関する身元の調査、④土地建物等を取引の対象から除外するための調査、⑤その他の行為により、部落差別を行うことを禁じた（第3条）。

県条例で②が明示されたのは、埼玉県下で多くの地域が「部落探訪（人権探訪）」で晒され、住民が損害を受け、許されない行為であると怒り、そのことが行政及び議員らに理解されたことが背景にある。条例制定時の議論では、被告の「部落探訪」が代表事例として取り上げられ、議員の間に「これはひどい」という共通認識が生まれ、差別行為の態様として「インターネットの利用による情報提供」が盛り込まれたという経緯であった。

2 原告らに生じた損害

（1）慰謝料

本件ウェブページに記載されている情報は、就職差別や結婚差別のための情報として利用されうるが、差別の特質上、いったんその情報が流出してしまえば、その後それがどのように利用されるか目に見えず、抑止は不可能である。すなわち、被告らの行為によって生じた原告らの損害は著しく回復困難なものであり、個人原告の受けた精神的苦痛や原告解放同盟の受けた権利・利益の侵害は甚大なものである。

上記精神的苦痛や権利・利益の侵害に対する慰謝料は、金300万円を下ることはない。

（2）弁護士費用

弁護士費用は、損害額の1割である30万円をもって相当とする。

（3）小括

したがって、各原告に生じた損害として、330万円を請求する。

第5 差止めの必要性

1 被告による人権侵害意図の強固さ

本件ウェブページはインターネットを通じて広く公開されており、誰でも閲覧可能である。よって、原告の人格権に対する侵害は日々刻々と継続している。前述してきたことに加え、次に引用する東京高裁判決も判示するように、被告が執拗に部落差別を助長する情報を発信し続けていること、被告による人権侵害の意図が強固であることからも、差止めの必要性は極めて高い。

「(3) 認定事実(I)及び(5)のとおり、我が国においては、本件地域の出身等を理由とする不当な扱い（差別）を解消するために、立法府や行政府による削除要請を含めた様々な対策が講じられてきた上、今日、インターネット上の部落差別に関する情報の掲載が増加傾向にあり、これを閲覧する者は必ずしも差別的な動機を有する者に限らず、新たな差別意識が植え付けられる可能性が指摘され、民間のインターネット関係団体においても、特定の地域が同和地区であることを示す情報をインターネット上に流通させる行為は他者への不当な差別を助長する行為として利用者の禁止事項に当たり、当該情報を削除することができる旨を契約約款に定めることとし、現にこれを削除するなどの措置を講じているところ(認定事実(1)ク、(2)ア及び(5))、1審被告宮部は、①平成28年3月25日、ツイッターに「実のところ、仮処分命令が出ても実害はないんですよ。表題を変えて別の名目で出版するとか、示現舎ではなく個人の立場でやるとか、いくらでも回避方法があります。」と投稿し【代理人注甲52】、②現に、1審被告示現舎が同月28日に本件仮処分申立て1に係る仮処分決定を受けたにもかかわらず、本件書籍目録記載3の出版物をインターネット上のオークションサイトに出品するとともに、本件書籍目録記載3の著作物の出版を企図したばかりか（認定事実(3)ウ及びオ、1審被告宮部本人19、20頁）、③東京法務局長から説示を受けた【代理人注甲53】ものの、これに従う意思はなく（1審被告宮部本人34頁）、④同年

10月17日、ツイッターに「全国部落調査の発禁が解除されたら、今度は本格的にバンバン売って金儲けしますよ。」と投稿していたこと【代理人注甲54】などに照らすと、本件書籍目録記載の各著作物の出版等によって不当な扱い(差別)を受ける又はそのおそれがあり平穏な生活を侵害される人が生じることについて顧みることなく、上記出版等による本件地域情報の公表について強い意欲を有していることは明らかである。」(甲24・32~33頁)

2 被害の甚大さと回復困難性

上述したように、被告の行為は、原告らに損害を与えているだけではなく、個人原告が生活し、原告埼玉県連が活動の基盤とする地域や地域住民に回復不能な損害を与える行為である。

3 小括

したがって、本件訴訟においては、差止め請求が認められなければならない。

第6 結論

被告の不法行為により、個人原告は、差別されない権利ないし差別を受けずに平穏に生活する権利・利益、プライバシー権を侵害され、原告埼玉県連は、業務を円滑に行う権利・利益を侵害され、多大な損害を受けている。この被告の不法行為は、人格権に対する強度の侵害であり、金銭賠償のみでは原告らの被害の回復はできず、別紙掲載記事目録記載の各記事の削除及び一切の方法による公表の禁止がなされることが必要である。

よって、原告らは、被告に対し、人格権に基づき、請求の趣旨記載のとおり、別紙掲載記事目録記載の各記事の削除及び一切の方法による公表の禁止を求めるとともに、不法行為責任(民法709条)に基づく損害賠償として、それぞれ330万円(合

計660万円) 及びこれに対する本訴状送達の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

以上